

防府市快適環境づくり推進協議会補助金交付要綱

平成19年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市の各地域の自治会をもとに、地域住民の自主的な組織活動を通じて、安全で快適な生活環境づくり及び循環型社会の形成並びに安心して健康で生き生きと快適に暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とした防府市快適環境づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の実施する事業に係る補助金について必要な事項を定める。

(補助の対象)

第2条 市長は、予算の範囲内において協議会が行う事業の活動経費について補助するものとする。

2 前項の規定による協議会が行う事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 衛生思想の普及向上に関する事業
- (2) 生活環境の改善及び清掃美化活動の推進に関する事業
- (3) 地区組織の充実強化及び指導者の育成に関する事業
- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会形成活動の推進に関する事業
- (5) 優良組織団体及び功労者の表彰に関する事業
- (6) 関係機関との連絡調整に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な事業

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規定より協議会が補助金を受けようとするときは、毎年度4月末までに補助金交付申請書（第1号様式）に実施予定事業及び予算に関する資料を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し補助金を交付することが適当と認められるときは、当該補助金の交付を決定し、補助金交付指令書（第2号様式）により協議会に通知するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第5条 協議会は、補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、当該補助金を当該年度の4月と10月の2回に分けて協議会に交付するものとする。

(事業実績報告)

第6条 協議会は補助金の交付を受けた事業が事業を完了した日から起算して30日を経過した日、または補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに実施事業及び決算に関する資料を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第7条 協議会は、補助金の交付を受けた当該事業に係る収支を明らかにする帳簿その他関係資料を整備しておかなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか事業の実施についての必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府市快適環境づくり推進協議会
会長

年度防府市快適環境づくり推進協議会補助金の交付申請に
ついて

このことについて、防府市快適環境づくり推進協議会補助金交付要綱第3条
の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金を交付申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

補助金交付指令書

第 号

住所

防府市快適環境づくり推進協議会

氏名 会長

年 月 日付で申請のあった 年度防府市環境
づくり推進協議会補助金については、下記のとおり交付する。

年 月 日

防府市長

記

補助金交付額 _____ 円